

令和3年度

予算編成に対する要望書

長野市議会新友会

予算要望にあたり

現在の本市は、昨年の台風被害からの復旧・復興支援の途上であり、併せて新型コロナウイルス感染症の感染対策と社会経済の立て直しの両立など、連続性・継続性のある政策の実施が求められています。

また、我が国の人口は少子高齢化により減少局面に入っており、本市に於いても人口減少の速度が加速しています。

人口減少社会は、経済の縮小や社会活力の衰退に繋がりがねません。高齢者をはじめ全ての方が健康意識を高めながら、社会の一員として活躍し続ける意識改革と環境の整備が必要であり、公共施設の多機能化・複合化や行政全体のA I・I O T化の研究を進め、デジタル技術で市行政・地域社会の変革を目指す「デジタルトランスフォーメーション」の推進は喫緊の課題であります。

令和元年度一般会計決算に関する本市監査委員会の審査報告では、「綱渡りの決算」と指摘されましたが、この決算に基づく令和2年度長野市財政推計の概要によると、歳入のうち市税については今後も減収を見込み、歳出は増加し収支状況が悪化する見込みであり、財政調整基金も減少し、市債残高も大幅に増加するとの推計で大変厳しい報告がされました。経常経費の増加に伴ない、財政の硬直化が進み依然として大変厳しい状況にあります。多様化する市民ニーズや地域特性を的確に捉えながら、限られた財源の中でより効率的な予算編成を行うことが求められます。

我が国の景気も戦後最大の落ち込み状況にある中で、私たちは本市の持続可能な市政運営のために、知恵を出し合う決意であります。

我々新友会は、所属議員の出身地域はもとより、市内全域の個人や支援団体、また100余名の政策モニターのアンケート結果を含め「令和3年度 予算編成に対する要望書」としてまとめました。

つきましては、令和3年度予算に本要望書に記載された359項目にわたる市民からの期待や願いを十分に反映され、活力と魅力あふれる長野市の創生にご尽力いただきたくお願い申し上げます。

長野市議会新友会

会長 小林 義直

新友会予算編成要望事項総括表

区 分	令和３年度	
	要望事項（◎新規）	（内）最重点事項 （ゴシック）
総 務 関 係	２４（３）	１４
企 画 政 策 関 係	１２（１）	１０
財 政 関 係	６	６
地域・市民生活関係	１７	９
消 防 関 係	９（２）	７
保 健 福 祉 関 係	４０（１）	２４
子ども・子育て関係	２０（２）	２０
環 境 関 係	３３（３）	２０
農 林 関 係	４１（７）	４１
商 工 関 係	１０	７
労 政 関 係	４	１
観 光 関 係	２０（１）	１３
文化スポーツ振興関係	１６	１３
教 育 関 係	４０（５）	１９
建 設 関 係	３５（５）	２１
都 市 整 備 関 係	２１（４）	１５
水道・下水道関係	１１（２）	９
合 計	３５９（３６）	２４９

※要望事項のうち新規要望事項については◎表記

令和元年東日本台風災害関係についての要望項目

- 1 令和元年東日本台風災害を踏まえ、応急復旧等を総合的・効果的に実施し、災害からの被害を軽減できるよう地域防災計画を見直すこと。（総務関係 2）
- 2 災害復興計画に基づく各種取組が確実に実施されるよう適切な予算措置及び事業の進捗管理を行うこと。（企画政策関係 12）
- 3 本市においても、今後は人口減少、少子・高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の大幅な減収が見込まれるとともに、東日本台風災害からの復興や公共施設の老朽化対策に要する経費のほか、扶助費・公債費など義務的経費の増加が見込まれ、財政状況は、これまで以上に厳しくなる。

こうしたことから予算の編成に当たっては、喫緊の課題である災害からの復興や市内経済の回復に資する事業を優先して取り組む中で、事業の「選択と集中」をより強化し、更には公共施設の統廃合・再配置や、業務のＩＣＴ化、効率化など、行政全体のスリム化・効率化を図り、将来にわたって持続可能な財政運営を行うため、財政の健全化に努めること。（財政関係 2）

- 4 複雑多様化する災害に対応するため、地域実情に合わせた特殊消防車両の配備、及び特殊災害対応用資機材の整備を計画的に行うとともに令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、新たに配備される「津波・大規模風水害対策車」及び「高機能救命ボート」の効果的な運用や水難救助資機材の増強を図り、消防力の強化を図ること。（消防関係 2（1））
- 5 自主防災活動を通じて、市民の誰もが迅速・的確な災害対応が出来るよう、防災知識の普及に努めること。

また、令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、事前に避難行動を整理するための「マイタイムライン」の普及を図り、地域防災力の向上を図ること。（消防関係 3（1））

- 6 災害に備え避難行動要支援者の避難支援対策について適切な対応を図ること。また、福祉避難所の収容人数の確保を進めるとともに、災害発生時に速やかな開設、周知が行える態勢の構築を図ること。（保健福祉関係 1）
- 7 喫緊の課題となっている耕作放棄地の解消を図るため、再生・利用に対し積極的に施策展開を図り支援すること。

特に、令和元年東日本台風災害により被災した農地が耕作放棄地とならないよう、長野市農業公社、農業委員会等と連携して支援すること。（農林関係 3）

- 8 凍霜害、ひょう害、台風被害など果樹栽培には多くのリスクがあることから、果樹共済への加入促進を図ること。

併せて、災害を含め様々な要因による収入減に対応可能な収入保険への加入促進を図ること。(農林関係 23)

- 9 本年7月に被災した柳原1号幹線排水路(北八幡川)分水工から地蔵橋間について、復旧および改修工事の事業促進を図ること。また、その上流の地蔵橋から北八幡雨水調整池の間についても、浸水被害が度々発生しているため、早期に改修事業計画を立案し事業推進を図ること。(農林関係 39)

- 10 令和元年東日本台風で被災した浅川排水機場の能力不足の補完を目的とした、浅川流域のため池貯留の効果的な運用を図ること。(農林関係 40)

- 11 令和元年東日本台風災害により被災した長沼交流センター及び豊野公民館については、長野市災害復興計画に基づき早期復旧を図ること。(教育関係 28)

- 12 千曲川流域の治水対策については、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水地の整備や河道掘削及び堤防強化、さらに「信濃川水系河川整備計画」に基づく屋島地区他の堤防整備等についても、早期に整備が進むよう市として協力するとともに、国、県に強く働きかけ、併せて堤防道路等の整備を進めること。

また、千曲川下流や犀川の一部などの県管理区間の直轄編入について、県と連携して国に要請していくこと。(建設関係 5)

- 13 「長野市災害復興計画」に位置付けた防災拠点や長沼地区の復興道路の整備促進を図ること。(建設関係 6)

- 14 浅川の治水対策については、「浅川総合内水対策計画」に基づく、浅川排水機場の毎秒7トンの増設を始め、堤防の嵩上げ、及び各支川(駒沢川、新田川、三念沢)の改修を県とともに強力に推進すること。(建設関係 9)

- 15 災害時に自宅が被災し、自ら住宅を確保することが困難な方々に対し、安定した生活を確保するため災害公営住宅の整備を推進すること。(建設関係 10)

- 16 都市型水害に対応する治水対策の推進として、北八幡雨水調整池の貯水容量を増やす事業を速やかに行うなど、北八幡川沿川の治水対策の促進を図ること。併せて、古牧小学校、南部小学校、芹田小学校等への地下式調整池の整備、徳間小学校、柳原小学校等への校庭貯留施設整備を順次進めること。

また、雨水渠、雨水調整池、雨水貯留施設(個人住宅)の整備などを一層推進するとともに、国、県へ新たな雨水対策事業による施設整備などを積極的に働きかけること。

(建設関係 13)

- 17 令和元年東日本台風で被災した上下水道施設の本復旧を迅速に進めるとともに、今後、同規模、あるいはそれ以上の災害を想定する中で、施設の浸水対策に努めること。

(水道・下水道関係 6)

新型コロナウイルス感染症対策関係についての要望項目

- 1 新型コロナウイルス感染症については、国・県・保健所等の関係機関と連携し、拡大防止に努めるとともに、複合災害に備え対策物品の備蓄を行うこと。（総務関係 5）
- 2 新しい生活様式に対応し、働き方改革をより一層進めるため、職員のテレワークの推進に取り組むこと。（総務関係 18）
- 3 本市のまちづくりの最上位計画である第五次長野市総合計画（H29～H38）については、幅広く市民に周知し、確実な進捗管理のもとに推進するとともに、令和4年度を初年度とする後期基本計画策定にあたっては、コロナ禍など社会の変化を地方創生へのチャンスと捉え、新たな視点と柔軟な発想で検討すること。（企画対策関係 1）
- 4 コロナ禍による地方回帰の機運の高まりを捉え、東京圏を中心に本市への移住・定住を一層促進するため、施策の充実を図るとともに、迅速かつきめ細かな相談体制を確保すること。（企画対策関係 3）
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響により、わが国は戦後最大の経済危機に直面し、地方税や地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。国に対して、長期化する感染症対策、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策、雇用の確保など喫緊の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、一般財源総額を確保するとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するよう、引き続き強く働きかけていくこと。（財政関係 1）
- 6 年々増加を続けている救急需要に対して迅速・的確に対応し、救命率の向上と後遺症の軽減を図るため、高規格救急車の更新を計画的に行うほか、救急ワークステーションを運用し、医療機関との連携強化及び救急隊員の資質向上を図ること。
また、新型コロナウイルス感染症に係る救急隊員の感染リスクを軽減させるための感染症対策用資器材及び出動に必要な救急消耗品の確保を適切に行い、救急体制の維持に努めること。（消防関係 2（3））
- 7 新型コロナウイルス感染症の正しい知識を広く知らしめるとともに感染症拡大防止のため、医療体制及び検査体制の整備充実を図ること。（保健福祉関係 20）
- 8 新型コロナウイルス感染症により外食産業における農畜産物の消費が大きな影響を受けていることから、市内産農畜産物のPR及び6次産業化など、マーケティングの強化・ブランド化対策を講じること。
さらに、長野市農産品の輸出について海外市場の動向にも注視しつつ関係機関との協議を継続すること。（農林関係 10）

- 9 新型コロナウイルス感染症を契機とした働き方の変化や、企業の都市部から地方への動きに対応しながら、地域の活性化を図るため、サテライトオフィスの整備など、企業のテレワーク促進に必要な措置を講じること。（商工関係 4）
- 10 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、経営環境が厳しい中小企業者に対し、十分な融資制度資金枠及び保証料補給金の確保を図る等、適切な支援を行うこと。（商工関係 6）
- 11 2021 年に延期された東京オリンピック・パラリンピックの開催後の、コロナ禍での外国人観光客（インバウンド）の取り込みに関して、（公財）ながの観光コンベンションビューローをはじめ、県や新幹線沿線都市等と連携し、新たな誘客戦略を検討すること。（観光関係 11）
- 12 長野市芸術館については、本市の文化芸術振興の拠点施設としての役割を果たすため、新型コロナウイルス感染防止対策を行い、市民が気軽に集い、憩いと交流の場となるような環境づくりを行うこと。（文化スポーツ振興関係 5）
- 13 保健衛生用品の十分な確保など、学校における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すこと。（教育関係 5）
- 14 新たな時代の学びを支えるため、「G I G Aスクール構想」による、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワークの整備と、それらを有効活用するための I C T 教育人材の配置を進めること。（教育関係 9）

総 務 関 係

- 1 各地で頻発する豪雨災害や大規模地震に鑑み、「想定最大規模降雨を想定した洪水ハザードマップ」や「土砂災害ハザードマップ」等を活用し、日頃の防災対策や、いざという時に早めの避難行動が起こせるよう、積極的に周知・啓発すること。また、早めの避難行動に結びつけるため、緊急気象情報や災害情報等を的確かつ迅速に伝える情報伝達手段の整備を推進すること。併せて、地域防災組織（住民自治協議会等）との連携による防災体制の推進に努めること。
- ◎ 2 令和元年東日本台風災害を踏まえ、応急復旧等を総合的・効果的に実施し、災害からの被害を軽減できるよう地域防災計画を見直すこと。
- 3 防災備蓄品については、防災備蓄品年次計画に基づき、大規模地震をはじめ、頻発する台風・豪雨災害や異常気象等による水害など、未曾有の災害にも対応できるよう備蓄物資の充実を図ること。
- 4 国や県等の防災関係機関との連携を密にするとともに、総合防災情報システムを有効活用し、迅速・的確な災害対応に努めること。
- ◎ 5 新型コロナウイルス感染症については、国・県・保健所等の関係機関と連携し、拡大防止に努めるとともに、複合災害に備え対策物品の備蓄を行うこと。
- 6 第七次長野市行政改革大綱に基づき、多様な主体との連携・協働、効果的・効率的な行政運営、持続可能な財政基盤の確立、人材育成及び組織体制整備の視点から行政改革を推進すること。
- 7 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を着実に推進するため、財源の確保と体制の構築を図ること。また、公共施設マネジメントに対する市民の理解と、公共施設の適正化を全市的に推進するとともに、民間活力の活用を図る公民連携に積極的に取り組むこと。
- 8 限られた財源を有効に活用し、成果を重視した行政サービスを提供するため、予算編成と連携した行政評価の充実を図ること。
- 9 指定管理者制度の効果や成果を検証し、更なるサービスの向上や経費の節減に努めること。また、施設の有効活用を図るため、的確なモニタリングを実施し、制度の充実を図ること。なお、指定管理者の選定に際しては、地域産業の振興等に配慮すること。
- 10 使用料・手数料等の利用者負担については、社会・経済情勢を十分に考慮した上で、行政サービスの利用者の負担に関する基準に沿って検討すること。なお、実施にあたっては、市民のコンセンサスを尊重しながら、緩和措置などの配慮をすること。

- 11 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用にあたっては、庁内の個人情報の漏洩防止体制に万全を期すこと。
 - 12 デジタルトランスフォーメーション（D X）やソサイエティ5.0社会に対応し、情報通信技術（I C T）や人工知能（A I）等の先進技術の積極的な活用を図り、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ること。また、長野市情報セキュリティポリシーの周知及び遵守徹底により、市民の個人情報保護対策に万全を期すこと。
 - 13 市役所及び長野市芸術館等について、より一層市民が利用しやすい施設として維持管理に努めること。
 - 14 市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにする等、情報公開の総合的な推進に関し定めた「長野市情報公開条例」を適正に運用すること。
 - 15 市民との協働や住民自治を進める中で、市民ニーズに的確・迅速な対応ができるよう、市政における重点課題に対応した簡素で効率的な行政組織にすること。
 - 16 職員研修については、「人材育成基本方針」に基づき、目指すべき職員像と人材育成の具体的な取り組みを示すこと。これにより市民に信頼される職員の育成を図り、能力の開発及び資質の向上に努めること。
 - 17 職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図り、住民サービスに支障を来さないよう人事管理の適正化と適材適所の配置に配慮すること。また、労働安全衛生法に基づき実施するストレスチェックを活用し、職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図ること。
- ◎18 新しい生活様式に対応し、働き方改革をより一層進めるため、職員のテレワークの推進に取り組むこと。
- 19 課題の早期解決等のために、任期付職員の採用や、専門的な知識を有する者を迅速に採用する等、より柔軟な職員採用・人事管理を行うこと。
 - 20 ケーブルテレビ等中山間地域の情報格差の解消を図るため、情報通信基盤の老朽化に対応するとともに、安定した維持管理に努めること。
 - 21 統合型地理情報システム（G I S）の運用にあたっては、庁内全体で有効活用を図るとともに、市民利用についても十分に配慮すること。
 - 22 コンピューター基幹システムなどの業者依存度の高い案件の入札及び契約については、業者との適切な緊張感の保全に努めること。
 - 23 公文書館については、歴史資料として重要な公文書その他の資料の収集とその活用ができるよう充分配慮すること。
 - 24 庁用車の更新の際には、適正数の把握を行った上で低公害車の導入を積極的に進めること。また、車両台数の削減、経費の節約を徹底すること。

企画政策関係

- 1 本市のまちづくりの最上位計画である第五次長野市総合計画（H29～H38）については、幅広く市民に周知し、確実な進捗管理のもとに推進するとともに、令和4年度を初年度とする後期基本計画策定にあたっては、コロナ禍など社会の変化を地方創生へのチャンスと捉え、新たな視点と柔軟な発想で検討すること。
 - 2 人口減少対策として「定住人口の増加」「交流人口の増加」「特色ある地域づくり」を実現するため、長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27～R3）に掲げた施策を着実に推進すること。
 - 3 コロナ禍による地方回帰の機運の高まりを捉え、東京圏を中心に本市への移住・定住を一層促進するため、施策の充実を図るとともに、迅速かつきめ細かな相談体制を確保すること。
 - 4 地方分権の推進のため、国と地方の役割分担の明確化とともに、税財源の確保等に向け中核市市長会などを通して国に働きかけること。
 - 5 広域連合の活用により、生活圏の拡大に伴う広域行政を一層推進すること。
 - 6 人口減少・少子高齢社会においても、近隣市町村とともに活力ある社会経済を維持するため、連携中枢都市圏の中心市として、戦略マネージャーと一体となり長期戦略に基づいた効果的な事業の実施と圏域の特色を活かした取り組みを推進すること。
 - 7 効果的な方法で市内外に「ながの」の魅力を発信し、交流人口、定住人口の増加につなげるため引き続き「シティプロモーション」の推進に積極的に取り組むこと。
 - 8 市民参加による市政を一層推進するため、各種市民会議やみどりのはがき等の広聴制度を充実するとともに、ホームページや各種メディア等を活用し、行政情報の効果的な提供に努めること。
 - 9 広く全国に向けて宣伝効果のある個人版「ふるさと納税」や、地方創生を応援する企業版「ふるさと納税」について、交流人口・関係人口拡大に向けて積極的に取り組むこと。
 - 10 市内大学等については、地域との連携により活性化が図られるよう支援するとともに、本市の新たな活力となるよう産学官連携に積極的に取り組むこと。
 - 11 結婚支援については、若い世代へのライフデザイン形成支援など、結婚に対して前向きになれる環境づくりの取組を更に推進すること。
- ◎12 災害復興計画に基づく各種取組が確実に実施されるよう適切な予算措置及び事業の進捗管理を行うこと。

財 政 関 係

1 新型コロナウイルス感染症の影響により、わが国は戦後最大の経済危機に直面し、地方税や地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。国に対して、長期化する感染症対策、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策、雇用の確保など喫緊の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、一般財源総額を確保するとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するよう、引き続き強く働きかけていくこと。

2 本市においても、今後は人口減少、少子・高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の大幅な減収が見込まれるとともに、令和元年東日本台風災害からの復興や公共施設の老朽化対策に要する経費のほか、扶助費・公債費など義務的経費の増加が見込まれ、財政状況は、これまで以上に厳しくなる。

こうしたことから予算の編成にあたっては、喫緊の課題である災害からの復興や市内経済の回復に資する事業を優先して取り組む中で、事業の「選択と集中」をより強化し、更には公共施設の統廃合・再配置や、業務のＩＣＴ化、効率化など、行政全体のスリム化・効率化を図り、将来にわたって持続可能な財政運営を行うため、財政の健全化に努めること。

3 入札及び契約にあたっては、透明性、公平性、客観性及び競争性をより一層高め、適正な履行が確保されるよう努めること。

（仮称）長野市公契約等基本条例の制定にあたっては、労働環境全般の向上が図れるよう制度を構築すること。

なお、条例（案）骨子に対するパブリックコメントにおいて様々な意見や要望があり、特に市独自の賃金下限額の設定について両論の多くの意見があったことを踏まえ、事業者をはじめ関係者の皆様の理解が得られるよう努めること。

4 総合評価落札方式や概算数量発注方式の実施にあたっては、その効果について十分に検証し、今後の入札制度に反映させていくこと。

5 公平・公正な課税を一層推進するとともに、税制改正の考え方や課税の内容などについて、わかりやすい説明に努め、納税者の信頼を確保すること。

6 自主税源の確保にあたっては、市税の徴収努力が重要となることから、徴収体制の強化を図り、口座振替の推進、自主納付の機会の拡充、滞納整理の促進などに努めること。

地域・市民生活関係

- 1 都市内分権の一つである住民自治協議会については、地域コミュニティの充実が図れるよう32地区それぞれの地域特性を注視しながら、活動実態を把握し、必要に応じ適切なサポートを実施すること。

また、市民や議会との十分な合意を得ながら進めること。

- 2 「地域きらめき隊」の活動については、その進捗状況や成果等を絶えず情報発信し、継続的な事業として充実・進展に結びつけていくこと。
- 3 やまざと振興計画、過疎地域自立促進計画等を積極的に推進するとともに新たな活性化策を積極的に検討し、地域活力の低下しつつある中山間地域活性化及び再生に向け更に取り組むこと。

少子高齢化が進む現状においては、都市部との交流も地域活性化に効果的であると考えことから、一層の促進を図ること。

- 4 地域おこし協力隊については、任期終了後の定住促進に向けた支援に万全を期すこと。
- 5 住民自治協議会に対する地域いきいき運営交付金については、事務局員の人件費の増額など、今後も、地域活動が積極的に進むよう充実を図ること。また、地域で様々な活動をする団体に対して支所長の裁量により財政支援を行う支所発地域力向上支援金についても増額し、更なる地域力の向上を図ること。
- 6 市職員は、自らが居住する地域の住民自治協議会の活動に積極的に参加すること。
- 7 夜間における市民の安全を確保するため、行政連絡区が設置している防犯灯の設置及び維持に対する補助の充実を図ること。
- 8 市民の公益活動の促進を図るため、NPO等への支援策を講ずるとともに、市民協働サポートセンターの有効活用を進めること。

また、「協働推進のための基本方針」に則り、様々な人や組織による多様な協働が活発に展開されるよう取り組むこと。

- 9 窓口業務の課題等を検証し、更なる改善と市民の利便性の向上に努めること。
- 10 マイナンバー制度の運用にあたっては、引き続き市民への丁寧な説明に努めること。
また、個人番号カードを活用した住民票等のコンビニ交付サービスについても、引き続き市民への丁寧な説明に努めること。
- 11 住民サービス及び防災の拠点である支所庁舎の更新及び耐震化を積極的に進めるとともに、市民が利用しやすい施設として機能維持に努めること。
- 12 斎場は、指定管理者との連携により市民サービスの向上に努めること。

- 13 女性活躍推進計画と一体とした第四次長野市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、女性の社会参画の促進及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、関連する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- 14 消費生活センターは、消費生活の安定及び向上の一層の充実を図るため、国及び県のセンターと連携して情報収集などを行い、消費者啓発、住民相談等の諸事業を通じて更なる機能の強化に努めること。
- 15 同和問題やLGBTをはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、地域・企業等において人権教育・啓発活動の充実・進展を図ること。
- 16 交通安全教育や街頭指導などを通じて交通安全対策を推進し、子どもや高齢者等交通弱者を重点とした交通死亡事故抑止を図ること。
- 17 高齢ドライバーによる交通事故を防止するため、加齢に伴い運転に不安を感じ、運転を継続する意思がなくなった高齢ドライバーに対し、運転免許証を自主的に返納した場合の支援策を講じること。

消 防 関 係

- ◎ 1 今後の各種災害及び救急需要を踏まえながら、業務量に応じた消防職員の適正化を図るとともに、市東北部の消防・救急体制及び長野市民病院における救急ワークステーションの充実強化について検討すること。

2 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 複雑多様化する災害に対応するため、地域実情に合わせた特殊消防車両の配備、及び特殊災害対応用資機材の整備を計画的に行うとともに、令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、新たに配備される「津波・大規模風水害対策車」及び「高機能救命ボート」の効果的な運用や水難救助資機材の増強を図り、消防力の強化を図ること。
- ◎ (2) N B C災害やテロ災害に対応できる部隊の装備等を充実させるとともに、令和3年度に上田市や長野市等を会場に実施される緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を通じ、県内外の部隊との連携強化を図ること。
- (3) 年々増加を続けている救急需要に対して迅速・的確に対応し、救命率の向上と後遺症の軽減を図るため、高規格救急車の更新を計画的に行うほか、救急ワークステーションを運用し、医療機関との連携強化及び救急隊員の資質向上を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症に係る救急隊員の感染リスクを軽減させるための感染症対策用資器材及び出動に必要な救急消耗品の確保を適切に行い、救急体制の維持に努めること。

3 大規模自然災害等を踏まえた対応について

- (1) 自主防災活動を通じて、市民の誰もが迅速・的確な災害対応が出来るよう、防災知識の普及に努めること。

また、令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、事前に避難行動を整理するための「マイタイムライン」の普及を図り、地域防災力の向上を図ること。

- (2) 自主防災組織を中心とした災害時における活動を強化するため、助成事業を継続するほか、地域内企業との連携等、地域特性に応じた防災訓練の実施に対する支援・指導を行うこと。
- (3) A E Dの取り扱いを含む応急手当等の救命講習を小学校高学年から実施し、更に多くの市民への普及活動を推進すること。
- (4) 大規模災害発生時に迅速かつ円滑な消防団活動が行えるよう、必要となる資機材の計画的な整備と、併せて、災害現場での安全対策を推進すること。
- (5) 中小河川の溢水や堤防の決壊等を防止するため、水防訓練を通じた関係機関との連携強化、並びに水防資機材の備蓄を推進すること。

(6) 大規模災害に備えた耐震性貯水槽の整備を計画的に進めるほか、通常火災時における延焼などの被害を最小限に食い止めるため、消火栓の整備もバランスよく推進すること。

- 4 消防団員の処遇の改善については、地域状況に応じた機構改革の検討と併せ年報酬や出動手当を増額して、消防団員の要望に合うような形にすること。

また、団員確保を図るため、「信州消防団員応援ショップ事業」及び「消防団協力事業所表示制度」を積極的に推進し、女性消防団員や学生消防団員の任用に努めること。

- 5 各種災害発生時の初動体制に万全を期すため、無線通信設備及び高機能消防指令情報システムの適切な維持管理とシステムの更新に向けた調査研究を行うこと。

また、外国人観光客及び聴覚・言語機能障害者からの119番通報に対応するため、三者通話及びNET119緊急通報システム等を的確に運用すること。

- 6 住宅防火対策として、住宅火災の原因として上位を占めているコンロ、放火（疑いを含む）、ストーブなどによる出火防止と、焼死者ゼロを目指した「火事をなくする市民運動」を展開し、防火思想の普及啓発に一層努めること。

また、住宅用火災警報器については、各種広報媒体を活用して、更なる設置促進に努めるとともに、定期的な作動点検等について指導し、維持管理の徹底も推進すること。

- 7 各種防火対象物について、「消防用設備等点検報告制度」、及び「防火・防災対象物定期点検報告制度」の遵守を進めるほか、消防法令違反の是正を推進するため、立入検査の強化と、予防技術資格者制度を活用した予防体制の充実を図ること。

また、危険物施設における漏えい事故等を防止するため、保安管理体制の確立を図ること。

- 8 消防庁舎の計画的な整備を行っていくとともに、築20年以上が経過している消防庁舎の改修等を計画的に行い、施設の長寿命化を図り、地域の防災拠点としての機能が十分発揮できるように整備を行っていくこと。

- 9 消防大学校などの研修機関のほか、各種研修会等へ職員を積極的に派遣するとともに、伝達研修等を通じて、多くの職員の資質の向上を図ること。

保健福祉関係

<福祉政策・生活支援>

- 1 災害に備え避難行動要支援者の避難支援対策について適切な対応を図ること。また、福祉避難所の収容人数の確保を進めるとともに、災害発生時に速やかな開設、周知が行える態勢の構築を図ること。
- 2 生活保護世帯及び生活困窮者に対する就労支援・学習支援等自立のための施策の充実を図ること。
- 3 地域福祉活動の充実を図るため、各地区の地域福祉活動計画に基づく活動に対する支援の充実を図ること。

<高齢者・介護福祉>

- 4 「あんしんいきいきプラン21」（長野市高齢者福祉計画・長野市介護保険事業計画）に基づき、効率的な財源確保を図り、需要や地域バランスを考慮し、各種施策を計画的に推進すること。
- 5 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の定着に努め、要支援、要介護状態となるおそれのある高齢者の介護予防の充実を図ること。
- 6 介護保険特別会計の健全な財政運営を図ること。
- 7 認知症や知的・精神障害等により判断能力が低下しても、尊厳を保ちながら生活できるよう、成年後見制度の利用促進、権利擁護を含めた総合相談・支援体制の充実を図ること。
- 8 高齢者が介護を必要とすることになっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスの充実を図ること。
- 9 高齢者の生きがいと健康増進のために、老人福祉センター等を活用した、高齢者の社会参加支援・生きがいづくりを目的とした事業の充実を図ること。
- 10 一人暮らし等社会的支援が必要な高齢者への見守りを充実し、支援を行うこと。
- 11 適正で一層迅速な要介護認定の実施に努めること。
- 12 高齢者が知識や経験を活かし、社会において元気に活躍できるよう、地域活動の場の提供や就労支援の充実を図ること。

<障害者（児）>

- 13 障害を理由とする差別解消のため、障害者の権利擁護等に関する体制の整備充実を図ること。

- 14 障害者福祉の推進のため、相談支援、移動支援等の地域生活支援事業の拡充を図ること。
- 15 発達に不安のある子どもが増えている現状を踏まえ、早期発見・療育に努めるとともに、児童発達支援センターの機能強化等、十分な支援を行うこと。
- 16 障害児の療育及び育児支援につなげるため、日中及び放課後や長期休業期間中に利用できる福祉サービス等の充実を図ること。
- 17 障害者が自立して地域生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの推進を図ること。
- 18 文化スポーツ振興部と連携し、障害者のスポーツ振興を図ること。
- 19 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等のサービス利用の充実を図ること。

<保健所>

- ◎20 新型コロナウイルス感染症の正しい知識を広く知らしめるとともに感染症拡大防止のため、医療体制及び検査体制の整備充実を図ること。
- 21 専門職種の確保など諸課題への対応に取り組むとともに、本市の独自性を有する優れた施策について、一層発展を図ること。
- 22 長野市健康増進計画及び長野市食育推進計画に基づき、市民の健康寿命延伸及び「食育」の総合的かつ計画的な推進を図ること。
- 23 ながの版ネウボラ事業、産後ケア事業など、地域における産前・産後支援の充実強化を図ること。
- 24 動物愛護センターの機能を充実させ、動物愛護対策に関する施策の強化を図ること。
- 25 大規模災害時の医療救護活動について、関係団体と協働で体制整備を図ること。
- 26 医療相談の窓口としての医療安全支援センターの活用により、医療の安全と信頼の向上に努めること。
- 27 精神保健に係る正しい知識の啓発及び支援対策の充実を図ること。
- 28 HIV／エイズ・結核・新型コロナウイルス感染症・新型インフルエンザ等の感染症予防にかかわる正しい知識の普及啓発及び検査体制の充実整備を図ること。
- 29 がんの早期発見と早期治療を推進するため、がん検診体制の整備充実を図ること。
- 30 市民の安全・安心の確保のために、食品や医薬品及び毒物、劇物などの監視指導の強化を図ること。
- 31 食の安全を求めるさまざまな苦情等に対する行政検査、緊急検査に対応できる体制の充実整備を図ること。
- 32 市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、幼児期・学齢期のう蝕予防対策、成人

期・妊娠期の歯周疾患対策、高齢期・寝たきり者・障害者等の口腔ケアの充実を図ること。

<国民健康保険・国民年金>

- 33 国が推進する国民健康保険制度改革の方針に基づき、県とともに責任を持って財政の健全化による持続可能な制度運営に努めること。
- 34 国民健康保険料の収納率向上及びジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費縮減等を図り、国保財政の安定化に努めること。
- 35 国民健康保険の特定健診・特定保健指導の受診率向上を図り、糖尿病等生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康増進及び健康寿命の延伸に努めること。
- 36 国民年金制度を取り巻く社会環境が厳しさを増している中、関係機関との協力・連携をとりながら制度の周知に努めること。

<医療事業>

- 37 市民病院において、良質で安全な医療を継続的に提供するため、地方独立行政法人長野市民病院との連携を密にしながら、病院の円滑な運営に努めるとともに、市域全体で均衡のとれた医療提供体制が取れるように努めること。
- 38 市民の医療ニーズに的確に対応するため、医療機関との連携を促進し、救急医療をはじめとする医療体制の整備充実を図ること。
- 39 市民への安定した医療の確保の観点から、医師の確保及び看護師の養成・確保に努めること。
- 40 長野赤十字病院の建替えにおいて、若里多目的広場に新病院を建設する場合の諸課題については、病院及び関係者と慎重に協議しながら市内の医療体制を考慮しつつ適切に支援すること。

子ども・子育て関係

- 1 こども未来部の所管事務については、教育委員会など関係部局と連携し、推進すること。
- 2 第二期長野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、次代を担う子どもが健やかに育つための環境づくりの推進を図ること。併せて、きめ細かな支援をするために子育て家庭等の身近な場所や利用しやすい時間での相談や情報提供、助言等の利用者支援を行うこと。
- ◎3 第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の各事業の進捗状況を点検・評価し、目標達成に向けた取組を更に進めること。
- 4 児童虐待については、関係機関と連携を深めながら、未然防止や迅速な対応を図るとともに、国の緊急総合対策を着実に取り組むこと。また、児童虐待等の対応強化のため、「子ども家庭総合支援拠点」の充実を図ること。
- 5 子育てに関する様々な悩みを速やかに、また、的確に解消し、子育て世帯の不安を軽減するため、子どもに関する相談の総合窓口である「こども相談室」の充実を図ること。
- 6 子育てに難しさを感じている保護者の負担を和らげるために、子どもとの関係づくり等の方法を学ぶ「親子関係スキルアップ事業」（ペアレント・トレーニング）を積極的に取り組むこと。
- 7 発達に支援を要する子どもと保護者を対象にした「発達支援あんしんネットワーク事業（にこにこ園訪問等）」の充実を図ること。
- 8 発達に支援を要する子どもに関する様々な情報を記録し、新しい環境で安心して過ごすことができるための「はぐくまファイル」を関係者に周知するとともに、特に小学校就学時における切れ目のない支援に繋がるよう更なる利活用を図ること。
- 9 ひとり親家庭の就業・自立に向けた施策の充実を図ること。
- 10 子どもたちの成長や将来が、その家庭の経済事情等に影響されることがなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、支援を必要とする子どもやその家庭に対して、教育、生活、経済等の総合的な支援を行う、「子どもの貧困対策」に関する必要な施策を講ずること。
- 11 仕事と子育ての両立が可能となる環境を整備するため、多様な保育事業（一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業等）の充実を図ること。
- 12 「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」において設定した教育・保育提供区域ごとに、必要利用定員総数に対応した教育・保育の提供体制の確保を図ること。

- 13 公立保育所の適正規模・適正配置にあたっては、公共施設マネジメントの視点を取り入れるとともに、保護者及び地域住民の理解と協力を得ながら、慎重かつ丁寧に進めること。
 - 14 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ認定こども園の整備促進を図るとともに、幼・保・小の緊密な協力、連携を構築すること。
 - 15 私立及び公立の保育所、認定こども園に勤務する保育士等職員の処遇改善と職員配置基準の充実を図ること。
 - 16 待機児童対策として、公立保育所のＩＣＴ化及び事務職員の配置等により、保育士の負担軽減や職場環境の改善を図り、保育士確保につなげること。
 - 17 乳幼児期の教育・保育については、認可施設での受入れを基本にしつつも、企業主導型保育施設等の認可外保育施設に対する指導監督の体制強化や支援の充実を図り、市全体の教育・保育の質の向上に努めること。
 - 18 児童が放課後等を安心・安全に過ごせる居場所であり、多様な体験・活動を提供する放課後子ども総合プランについて、支援員の処遇改善や研修による能力向上、エアコン設置等の施設整備を進め、プランの更なる充実を図ること。
 - 19 医療的ケアの必要な子どもに対しての支援を、教育委員会と連携しながら積極的に行うこと。
- ◎20 障害児の保育体制を強化し、きめ細やかな保育サービスを提供するため、障害児保育の充実を図ること。

環 境 関 係

<環境保全温暖化対策>

- 1 「長野市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、省エネルギーと再生可能エネルギー施策を推進するため、国の施策などを踏まえた効果的な支援策に取り組むこと。
また、電気自動車などのエコカーや省エネ機器等の普及促進、市民、事業者等への普及啓発に積極的に取り組むこと。
- 2 長野市バイオマスタウン構想に基づき、本市の特徴である豊富な木質バイオマス資源を利活用したボイラー・ストーブ等の普及促進を図るとともに、ソルガム等資源作物を含め多様なバイオマス利活用を調査・研究し推進すること。
- 3 更なる温暖化対策を推進するため、市有施設への再生可能エネルギー・省エネルギー設備を積極的に導入すること。
- 4 持続可能な社会の構築に向け、「第二次長野市環境基本計画後期計画」、「アジェンダ21ながのー環境行動計画ー」及び「SDGs」を市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに一層推進すること。
- 5 環境マネジメントシステム及びクールチョイス宣言等に基づき、全ての市の事務事業が環境に配慮して実施されるよう継続的改善を進めること。
- 6 環境教育・環境学習を充実させ、市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、小中学生への環境教育・環境学習の質を高めること。
また、「ESD」、「SDGs」について、市民の理解が深まるよう周知・啓発すること。
- 7 全戸水洗化を進めるため、合併処理浄化槽の普及推進を図ること。また、浄化槽の維持管理が適正に行われるよう監視・指導を実施し、河川等の水質汚濁防止に努めること。
- 8 妙高戸隠連山国立公園について、国・県・関係市町村・関係団体などと連携し、保全及び利用促進を図ること。
- 9 市民・来訪者の安全と快適な生活環境を守るため、ポイ捨てや歩行喫煙の防止に向けて積極的に取り組むこと。
- 10 自然環境を保全するため、「大切にしたい長野市の自然」（長野市版レッドデータブック）を活用し、生物多様性の確保とともに、特色ある自然環境の保全に努めること。
- 11 自然環境保全地域においては、自然と調和のとれた秩序ある開発を誘導すること。
- 12 湖沼、河川等水環境の継続的な調査・監視を行い、健全な水循環と環境保全に努めること。

- 13 ヒアリ・アレチウリ・セイタカアワダチソウなど外来動植物の防除対策については、
市内連携し、積極的な取り組みを行うこと。
- 14 吹き付けアスベストなどの飛散性のアスベストを除去する工事現場の全てについて、
立入調査を実施し、作業基準に従った工事が実施されるよう監視・指導をするとともに、
大気汚染防止法の一部改正を踏まえて、適切な監視強化を図ること。
- ◎15 ダイオキシン類、微小粒子状物質（PM2.5）等の有害大気汚染物質や空間放射線の
監視を継続するとともに、積極的に市民への情報公開を行うこと。
- ◎16 各種公害を未然に防止するため、工場、事業所の立入指導及び監視を積極的に進める
こと。
- ◎17 令和3年度から施行予定の「（仮称）長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調
和に関する条例（案）」の確実な運用を行い、周辺環境への影響に関する住民不安の解
消を図ること。
- 18 まきストーブの使用は、地球温暖化防止対策などに有効であるが、発生する煙やにお
いに不快な思いをする人がいるため、まきストーブ等販売業者や、使用者に適正な設置
使用を啓発すること。

<生活環境>

- 19 「長野市一般廃棄物処理基本計画」の目標達成に向け、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源
物の分別指導を徹底し、更なるごみの減量及びリサイクル並びに適正処理に向けて実効
ある取り組みに努めること。
- 20 ごみの減量・再資源化の推進を図り、生ごみの自家処理を促進すること。また、資源
物の再資源化に積極的に取り組む地域・団体に対して、リサイクルハウスの設置補助等、
十分な支援に努めること。
- 21 長野広域連合が大豆島地区に整備した「ながの環境エネルギーセンター」については、
広域連合と連携し、管理運営等に万全を期すること。また、整備中のB焼却施設及び最
終処分場についても、確実な事業推進に努めること。
- 22 広域連合で行う次期最終処分場の整備については、広域連合と連携しながら早期の候
補地選定に努めること。
- 23 食品ロス削減を推進するとともに、食を通じて人とのつながりに取り組むフードドラ
イブ等の活動を支援すること。
- 24 不法投棄防止のため、啓発と監視を強化するとともに、投棄物の早期回収を行うこと。
- 25 清潔なまちづくりのために、地域の環境美化活動に対しては、その自主性を尊重する
とともに支援を行うこと。

＜廃棄物対策＞

- 26 廃棄物処理事業者の監視・指導を徹底するとともに、廃棄物の不適正処理・不適切な保管の解消を一層推進すること。
- 27 ＰＣＢ特措法に基づく、ＰＣＢ廃棄物の期限内処理に向けて行政指導を強化すること。
- 28 廃棄物処理施設のダイオキシン類監視を継続するとともに、積極的に市民への情報公開を行うこと。
- 29 各種公害を未然に防止するため、廃棄物処理施設等の立入指導及び監視を積極的に進めること。

＜資源再生センター＞

- 30 資源再生センターの管理運営は、十分な施設整備と安全な運転に努め、適正なごみ処理及び環境保全に支障がないよう万全を期すること。
- 31 天狗沢最終処分場については、埋立て終了後も適正な施設の維持管理に万全を期するとともに、有効な跡地利用について地域住民と協働で検討すること。

＜衛生センター＞

- 32 公共下水道の普及に伴い、今後もし尿等の収集処理量の減少が見込まれるので、衛生センターの管理運営に支障がないよう、適切な施設整備と将来的な在り方及び処理方法について検討すること。また収集処理についても災害等を見据え、安定した体制が構築されるよう検討すること。
- 33 利用者が公衆トイレを安全・清潔・快適に利用できるよう適切な維持管理を行うこと。また、公衆トイレの利用実態等について調査を行い、今後の公衆トイレの在り方を検討すること。

農 林 関 係

- 1 TPPなど国際的な経済連携協定によって、本市の農林業への影響が懸念されるため、長野県及び農業協同組合、森林組合等関係団体と連携し、農林業従事者及び関係機関等に対し適切な情報提供及び今後の対応など必要な指導を行うこと。
- 2 農業・農村の持続的発展を図るため、「長野市農業振興アクションプラン」を効果的に実行し、農業者や市民が誇りと自信の持てる農業を実現すること。
また、令和4年度を始期とする第二期長野市農業振興アクションプランを策定すること。
- 3 喫緊の課題となっている耕作放棄地の解消を図るため、再生・利用に対し積極的に施策展開を図り支援すること。
特に、令和元年東日本台風災害により被災した農地が耕作放棄地とならないよう、長野市農業公社、農業委員会等と連携して支援すること。
- 4 農業生産性の向上と経営安定化を図るため、基盤整備促進事業を推し進めるべく、国・県に積極的に働きかけを行うこと。
- 5 農業従事者の高齢化と担い手不足が進んでいるため、国の「農業次世代人材投資事業」及び市単の親元就農者支援事業を強力に推進して、農業に意欲的な新規就農者（Ｉターン、Ｕターンなどを含む）を市内外から募り、地域の核となる優れた農業の担い手を確保・育成するとともに、新たな担い手が自立・定着できる支援体制の構築を進めること。
また、地域農業の将来像を定めた「人・農地プラン」を活用し、担い手への農地の集積を通じて耕作放棄地の発生抑制に努めること。
- ◎ 6 IoTやドローンなど先端技術を活用したスマート農業の推進により、生産性及び農産物の品質の向上を図り、持続可能な産地づくりを行うこと。
- ◎ 7 農業の担い手不足の解消と、障害者の社会参画を実現していくために、農福連携に取り組むこと。
- 8 長野市農業研修センターにおいて農業に関する研修の機会を提供して多様な人材を新たな農業の担い手として育成し、本市農業の振興を図ること。
特に、定年帰農者は新たな就農者として欠かせない人材であることから、農地の賃貸借など農業施策・制度について周知し、担い手の裾野の拡大を進めること。
- 9 長野市農業公社において、農業法人化などの「農業支援事業」、農地の利用集積などの「農地対策事業」、『ながのいのち』推進事業などの「マーケティング開発事業」などを積極的に推進すること。

10 新型コロナウイルス感染症により外食産業における農畜産物の消費が大きな影響を受けていることから、市内産農畜産物のPR及び6次産業化など、マーケティングの強化・ブランド化対策を講じること。

さらに、長野市農産品の輸出について海外市場の動向にも注視しつつ関係機関との協議を継続すること。

11 地球規模での食料不足や食の安全が危惧されるなか、輸入農産品を含め本市においても安全・安心な食料の確保に努めること。

12 野生鳥獣による農作物被害の一層の軽減に向け、地域間等の連携を図りながら、防除対策の積極的な推進と支援策の拡充を図ること。

◎13 有害鳥獣捕獲従事者との連携を更に深めて長野市ジビエ加工センターへの捕獲個体の安定供給を図ること。

14 農業被害の軽減とジビエ活用による地域活性化を図るため、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大を図ること。このために、長野市ジビエ加工センターの活用を推進し、レストランや食品加工会社等への販路を確保するとともに、ジビエのブランド化と市民への消費拡大を図ること。併せて、ジビエ振興について、国、県、周辺市町村との連携を図ること。

◎15 CSF（豚熱）の影響により中断している長野市ジビエ加工センターへのイノシシ搬入の再開に向け、国、県への働きかけなど適切な対応に努めること。

16 中山間地域の農家等団体が行う農家民泊や農業体験交流を支援して、都市部の子どもたちと住民との更なる交流の拡充を図ること。

17 森林資源の保全のため、松くい虫防除対策を引き続き推進するとともに、森林環境譲与税及び森林税を有効に活用し、森林資源の利活用のための搬出間伐など森林整備を推進すること。

18 搬出間伐を拡大するため、林道・林業専用道（旧作業道）等の林内路網の整備を積極的に推進すること。

19 市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事において、間伐材を含めた県内産の木材を積極的に利用するなど森林資源の有効活用を図ること。

20 新たな集成材の導入の検討など、県と連携しながら、森林資源の再生、有効活用について調査・研究すること。

21 木質バイオマスエネルギーの利活用を積極的に推進し、森林業の振興を図ること。

22 果樹振興対策として、りんご、もも、ぶどう等の栽培を積極的に支援すること。

併せて県等とも連携し、新品種の導入促進を行うこと。

- 23 凍霜害、ひょう害、台風被害など果樹栽培には多くのリスクがあることから、果樹共済への加入促進を図ること。
- 併せて、災害を含め様々な要因による収入減に対応可能な収入保険への加入促進を図ること。
- 24 中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業に農業者等が円滑に取り組めるよう、積極的な支援を推進すること。
- 25 農地の遊休荒廃化の防止及び地産地消を推進するため、「地域奨励作物支援事業」により、小麦・大豆・そば・枝豆の栽培拡大を今後も支援すること。
- 26 中山間地域に適した作物として導入しているワイン用ぶどうやえごまなどの栽培拡大を支援するとともに、更なる適切な栽培品目や栽培方法等の検討、導入など、中山間地域農業の支援を強化すること。
- 27 環境保全と資源の有効利用を図るため、環境への負荷が少なく、農作業の軽減が図られる環境にやさしい農業資材として、生分解性マルチの導入を促進するとともに、生物利用等環境保全型農業（性フェロモン・天敵利用）の推進を図ること。
- 28 水田農業を守り、未来へ受け継いでいくため、国の経営所得安定対策の促進を図るとともに、米の消費拡大を積極的に推進すること。
- 29 農作業の省力化と共同利用の促進を図るとともに、地域リーダーを育成するため、必要とされる農業機械が適時に購入できるよう積極的に支援すること。
- 30 多くの市民が土に親しみ、収穫の喜びと健康増進を図りながら、農業に対する理解を深める場とするため、「市民菜園」の開設について積極的に支援すること。
- 31 地元の安全・安心な農畜産物の消費拡大のため、地産地消事業を推進すること。
- 32 環境にやさしい農業を推進するため、有機農業や減農薬・減化学肥料等環境負荷低減への取り組みの普及を図ること。
- 33 災害を未然に防止するため、森林整備やため池等の整備改修を積極的に推進すること。特に防災重点ため池について、重点的に安全対策の実施を図ること。
- 34 干害対策として、水路や揚水施設等の整備を重点的に継続実施すること。
- 35 中山間地域などに対し、小規模な農業基盤整備事業の導入を推進すること。
- 36 ^{たんすい}湛水防除のための排水機場については施設改修と整備を図り、維持管理に万全を期すること。
- 37 土地改良施設の老朽化が進んでいることから、更新、及び長寿命化を図るための改修事業を計画的に実施すること。
- 38 森林・林業への関心を高めるため、森林・林業体験などの施策を推進すること。

- ◎39 本年 7 月に被災した柳原 1 号幹線排水路（北八幡川）分土工から地蔵橋間について、復旧および改修工事の事業促進を図ること。また、その上流の地蔵橋から北八幡雨水調整池の間についても、浸水被害が度々発生しているため、早期に改修事業計画を立案し事業推進を図ること。
- ◎40 令和元年東日本台風で被災した浅川排水機場の能力不足の補完を目的とした、浅川流域のため池貯留の効果的な運用を図ること。
- ◎41 令和元年度から施行された森林経営管理制度の事業を推進するため、林業者（担い手）の確保・育成を図ること。

商 工 関 係

- 1 地域経済の活性化、雇用の確保を図るため、各業界及び企業との連携や連携中枢都市圏構想等による周辺自治体との連携を一層図りながら必要な対策や支援を行うとともに、企業訪問等の企業誘致活動を引き続き進めること。

また、既存の産業団地に空きがない状況を踏まえ、企業の新規立地の意向等の把握を行い、新たな産業団地の開発の実現に向けて取り組むこと。

- 2 産業団地については事業集積メリットの観点から新たなビジネス創造の視点を持って取り組むこと。併せて激甚化する災害に対する安全面の整備を進めること。
- 3 関連団体と連携して、「長野市中心市街地活性化プラン」事業を推進するとともに、商店街団体や㈱まちづくり長野などの実施する事業を積極的に支援し、中心市街地の活性化を図ること。
- 4 新型コロナウイルス感染症を契機とした働き方の変化や、企業の都市部から地方への動きに対応しながら、地域の活性化を図るため、サテライトオフィスの整備など、企業のテレワーク促進に必要な措置を講じること。
- 5 信州ＩＴバレー構想の推進のため、スタートアップ成長支援に取り組むとともに、「ものづくり支援センター」を核に高等教育機関や企業などとの産学行の連携による研究開発活動を積極的に推進し、新技術や新製品の開発支援、ベンチャー企業の育成等を進め、新たな産業の創出・育成に努めること。
また、企業のニーズを掘り起こし中小企業や地場産業の経営力・販売力の強化やデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を含めた経営革新を支援するとともに、異業種交流や人的ネットワークの拡大を図り、企業間連携を促進すること。
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響も含め、経営環境が厳しい中小企業者に対し、十分な融資制度資金枠及び保証料補給金の確保を図る等、適切な支援を行うこと。
- 7 長野商工会議所、長野市商工会及び信州新町商工会について、将来的な視点に立って、団体間の連携等に関する研究・協議を支援するとともに、小規模事業者をはじめ市内商工業者の経営改善指導と地域振興活動に対し、積極的に支援を行うこと。
- 8 本市の特産品、特産物を広く内外に紹介し、販路の拡張を図るよう努めること。
- 9 長野県が東京に開設した「銀座NAGANO～しあわせ信州シェアスペース～」の積極的な活用を図ること。
- 10 須坂市や千曲市で検討されている大型ショッピングセンターについて、その動向を注視し、必要な調査及び対応策を講ずること。

労 政 関 係

- 1 公共職業安定所、ジョブカフェ信州、その他関係機関と連携し、市民の就労支援を推進すること。

また、特に次代を担う若年者への就労支援や職場への定着に必要な対策を推進すること。

- 2 労働の継続を図れるよう、助成金を交付するなど、働き方改革を積極的に推進すること。
- 3 中小企業等の勤労者の福利厚生向上に努めること。
- 4 働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かせるよう配慮するとともに、高齢者の就労形態に合わせた就労が図れるよう、シルバー人材センターでの取組みを強化するなど、多様化する高齢者の就労ニーズへの対応を推進すること。

観 光 関 係

- 1 平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 ヶ年を計画期間としている「観光振興計画」に掲げる戦略方針に基づき、観光入り込み客数及び観光消費額を増やすための施策を積極的に導入し、地域経済の活性化を推進すること。
- 2 令和 3 年春に開催される戸隠神社式年大祭とともに、令和 4 年に延期された善光寺御開帳に向けて、関係団体等と連携した積極的なプロモーションに努めること。
また、NHK大河ドラマ「真田丸」で知れ渡った知名度を活かして「信州・松代」において継続的に観光交流人口の増大が図れるよう、全国への情報発信の強化に努めること。
- 3 長野市の観光資源や観光イメージについて、旅行雑誌やホームページ、SNS など様々な方法で広報活動を強化することにより観光客の増加に努めること。
- 4 飯綱高原の観光振興にあっては、飯綱高原全体の活性化に向け、民間の活力を検討する中で、ウィンターシーズンからグリーンシーズンへの移行を進め、誘客強化を図ること。また、戸隠地域の観光振興については、観光施設としての目指す方向性を明確にした上で、コスト削減努力をするとともに、必要な投資を行い、持続可能な観光産業の実現に向けた基盤整備に取り組むこと。
- 5 エムウェーブの冬期利用を促進するため、スケート場の利用者増に向けた取組を行うこと。
- 6 オリンピック施設の後利用については、将来にわたり有効に活用され、効率的な運営ができるよう委託先との連携を強め、オリンピック・パラリンピック・スペシャルオリンピックによる知名度を活かし、国際競技大会などイベントやコンベンションの積極的な計画・誘致を行い、誘客に努めること。また、当該施設の老朽化に伴う施設、設備の更新、及び建物の改築の必要性については、公共施設の将来的なあり方、並びに冬季オリンピック開催地としての将来構想等を踏まえ、検討を行うこと。
- 7 広域観光については、広域観光組織を活用し、インバウンドにも対応した広域観光ルートの造成やメニューの充実に努めるとともに、集客プロモーションパートナー都市との連携を密にし、市内での観光客の増加と滞在時間の延長を図ること。
- 8 北陸新幹線の金沢延伸に伴う観光、産業などにおける地域間の交流人口の動向に基づき、北陸 3 市とも連携を図る中で、京都・大阪・神戸など関西主要都市からの誘客を図ること。

併せて、長野駅を北陸新幹線における観光ハブ駅と位置付け、観光客に対する情報提供などの機能拡充を図ること。

- 9 長野市ガイド協会の活動を支援し、善光寺表参道における歩いて楽しむ仕組みづくりの一層の推進とその定着に努めること。併せて、その他市内のガイド組織についても育成等の支援を行うこと。

県、他市町村、関係団体等と連携して誘客を図るとともに、観光客に本市の魅力を十分に堪能していただけるような取組を実施すること。

- 10 自然・歴史・文化など、その地域の誇りうるものを素材とする観光まつり等を支援・育成し、観光の魅力づくりと個性的でにぎわいに満ちた地域づくりを進めること。

◎11 2021 年に延期された東京オリンピック・パラリンピックの開催後の、コロナ禍での外国人観光客（インバウンド）の取り込みに関して、（公財）ながの観光コンベンションビューローをはじめ、県や新幹線沿線都市等と連携し、新たな誘客戦略を検討すること。

- 12 映像を通じて本市の知名度の向上を図り、観光客の誘致につなげるため、フィルムコミッションの活用を図ること。

- 13 （公財）ながの観光コンベンションビューローの組織の強化・充実を図り、国内外へのコンベンション並びに観光客誘致活動の積極的な取り組みに努め、「観光・コンベンション都市」としての活力あるまちづくりを推進すること。

- 14 地域の自然、歴史、文化を活かした魅力あるまちづくりの一環として、観光施設の整備を計画的に実施すること。また、里山などの豊かな自然に親しむトレッキングコース整備については、地域との協働により、積極的に推進すること。

- 15 松代象山地下壕は、平和な世界を後世に伝える貴重な戦争遺跡として、ダークツーリズムなど新たな価値創造に努めること。併せて引き続き環境改善の取り組みを進めること。

- 16 リニューアルした松代荘を長野市の観光の主力となる観光拠点として活用し、地域経済の活性化と賑わいの創出につなげること。

- 17 ながの祇園祭御祭礼屋台巡行を本市観光振興にとって重要な祭典として支援し、さらなる観光交流人口の拡大に取り組むこと。

- 18 長野五輪で学んだボランティア精神や国際交流活動、また、応援する気持ちなどの無形の財産を次世代を担う子供達に継承し、国際都市NAGANOのまちづくりに取り組むこと。

- 19 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ホストタウン交流をはじめ、長野五輪での国際交流を象徴する「一校一国運動」等、オリンピック・パラリンピック開催都市としての経験や使命を果たしていくこと。

20 国際化への対応を促進するとともに、教育委員会と連携して市民の国際感覚を育成すること。

併せて、多文化共存社会の一層の充実を図るため、在住外国人を対象とした日本語講座等への支援を促進すること。

文化スポーツ振興関係

- 1 「文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」の基本理念に基づき立案した「文化芸術振興計画」や「スポーツ推進計画」を推進していくために、市民の文化・芸術やスポーツの振興にかかわる施設整備や具体的な事業などを積極的に実施すること。
- 2 冬季競技振興基金（ながの夢応援基金）を活用し、選手育成や指導者の育成・確保などにより競技力向上を図り、冬季スポーツの振興を積極的に推進するとともにボランティア精神の醸成に努めること。また、オリンピック施設の有効活用の観点からも、2020 東京オリンピック・パラリンピックに係る事前合宿や各種国際競技大会等を誘致すること。
- 3 全国中学校体育大会（スピードスケート競技・フィギュアスケート競技）を継続的に開催すること等により、スケート競技の振興に努めるとともに、スポーツによる地域振興を推進すること。
- 4 AC長野パルセイロ（サッカー）、ボアルース長野（フットサル）及び信州ブレイブウォリアーズ（バスケットボール）などの地域密着型スポーツチームと児童、生徒との交流を図り、市有スポーツ施設を有効に活用し青少年健全育成に活かすこと。
- 5 長野市芸術館については、本市の文化芸術振興の拠点施設としての役割を果たすため、新型コロナウイルス感染防止対策を行い、市民が気軽に集い、憩いと交流の場となるような環境づくりを行うこと。
- 6 長野市芸術館で、市民の活発な文化芸術活動が行われたり、市民が優れた文化芸術を鑑賞できるよう、指定管理者である長野市文化芸術振興財団と連携して事業を実施すること。利用者から寄せられているハード、ソフト両面での改善・改良要望には、適切に対応すること。
また、松代文化ホール及び東部文化ホールについても、地域の活動団体等と連携し、文化・芸術の振興を図ること。
- 7 児童生徒の体力向上と健全育成に併せ、冬季スポーツ等にかかる教育を積極的に推進するため、小中学生が市有スポーツ施設をシーズン通して無料で利用できる支援策を講じること。
- 8 地域に伝承されている伝統芸能等の保存伝承活動への支援や交流の場の充実を図ること。
- 9 JOCと長野市とのパートナー都市協定を活かし、国内トップアスリートの育成強化及びオリンピック施設の有効活用等に努めること。

10 長野冬季オリンピック競技大会開催時の施設は、いずれも経年劣化してきていることから、計画的な施設の長寿命化等について検討すること。

また、スポーツ施設のあり方については、市民スポーツの動向や需要などを注視し、公共施設マネジメントの考え方や、市民の合意形成に十分配慮しながら検討を進めること。

11 札幌市が目指す 2030 年冬季オリンピックの招致については、スパイラルをそり競技会場として使用することから、札幌市の招致活動に最大限協力すること。また、選手の強化・育成に向けたスパイラルのあり方についても、札幌市と協力し、国や競技団体等と協議をしていくこと。

12 本市の生涯スポーツ等の推進のため、ニュースポーツ等の普及及び施設整備、また、総合型地域スポーツクラブの新たな開設や既存クラブへの支援等を推進し、スポーツを通じての地域や仲間づくりによる健康づくりの施策を積極的に推進すること。

13 保健福祉部と連携し、障害者のスポーツ振興を図ること。

14 国内において急速に普及しているマインドスポーツ、e スポーツに注目し、調査研究を進めること。

15 長野県での開催が予定されている第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会に向けて、本市においても万全の準備体制を整えること。

施設整備にあたっては、老朽化が著しい施設については、建替えや改修を行うとともに、堤内地へのグラウンド整備を検討すること。

16 スパイラルについては、夏期のトレーニング施設として活用を図るとともに、地域の活性化につながるような活用について検討すること。

教 育 関 係

- 1 本格的な少子人口減少社会を見据え、かけがえのない児童・生徒が望ましい教育環境で学ぶことができるよう、活力ある学校づくり検討委員会の答申や特別委員会の提言を踏まえて、子どもの自主性、自立性を尊重した「笑顔あふれる学校づくり」を、保護者・地域とも十分に協議を行って進めること。
 - 2 第二期しなのきプランで示した取組を確実に進めること。中でも、教職員の力量の向上を基盤とし、学校間の連携、学校と地域・家庭・事業所との連携の中で、児童・生徒の知・徳・体をバランスよく伸ばし、生きる力の育成を図ること。
 - 3 老朽化や劣化の激しい小中学校の校舎・体育館について、計画的な改築や長寿命化を進めること。特に、老朽化により臭気や漏水等が発生している小中学校のトイレについて、洋式化を含め、早期に改修を進めること。
- ◎ 4 児童・生徒が望ましい環境での学習ができるよう、小中学校の普通教室へのエアコン整備を令和3年度中に完了すること。また、特別教室へのエアコン整備についても計画的かつ早期に進めること。
- ◎ 5 保健衛生用品の十分な確保など、学校における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すこと。
- 6 市立長野高等学校について、次代を担う人材育成のため、総合学科の特色を活かし生徒一人ひとりの進路希望の実現に向けて教育体制の充実を図るとともに、引き続き大学や地域等と連携して多様な教育内容を構築すること。さらに、サッカー部、スピードスケート部をはじめとする部活動や国際交流の充実を図り、教育環境の整備など魅力ある高校づくりを推進すること。
- また、中高一貫教育については、市立長野高等学校と同長野中学校の間で緊密な連携を図り、基幹校としてその成果を市内の小中学校に還元することにより、長野市教育のレベルアップが図られるよう進めること。
- 7 児童・生徒のいじめ、不登校の問題解決を図るため、家庭・地域と連携するとともに、スクール・ロイヤーやスクール・ソーシャル・ワーカーなど外部の専門家も活用し、教育相談・指導体制の充実を図ること。
- ◎ 8 教職員の指導者としての倫理観を高め、資質向上を図るとともに、多様化する教育課題に万全を期すため、研修の充実を図ること。
- ◎ 9 新たな時代の学びを支えるため、「G I G Aスクール構想」による、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワークの整備と、それらを有効活用するためのI C T教育人材の配置を進めること。

また、小学校におけるＩＣＴを活用したプログラミング教育について、さらなる充実を図ること。

- 10 特別な配慮が必要な児童・生徒のため、特に小学校と保育園・幼稚園間における相互連携を促進し、特別支援教育の充実を図ること。
- 11 学校図書館を充実させるため、蔵書率を国の基準まで引き上げるとともに、児童・生徒が利用しやすい図書館環境の整備を行うこと。また、学校司書の処遇改善等の検討を進めること。
- 12 未来を担う子どもたちが、地球規模の諸問題に対応できるよう、ＥＳＤやＳＤＧｓの推進に資する活動を進めること。
- 13 中山間地域の児童・生徒に対する遠距離通学対策や通学路の安全の確保に万全を期すこと。また、多発する事件・事故・犯罪の未然防止策として、通学路の点検を行うとともに、パトロールの強化や防犯カメラの設置など、必要に応じた対策を進めること。
- 14 学習習慣・生活習慣の定着を図るとともに、体育や健康教育の充実によって健康の増進を図り基礎体力の向上に資すること。
- 15 国際化教育のより一層の推進を図るとともに、一校一國運動は、子どもたちの人権教育及び国際理解教育の重要な場であるため、運動の活性化を図ること。
- 16 日本語指導が必要な外国籍等児童・生徒の教育について配慮すること。
- 17 理科教育センターを充実し、理科教育の振興を図ること。
- 18 すべての人権を大切にすることを教育を行うこと。
- 19 「放課後子ども総合プラン」については、主管するこども未来部と連携し、内容の充実を図られるよう進めること。
- 20 中核市への教職員の人事権移譲については、県との整合性を図りながら、慎重に進めること。
- 21 学校教育における教具教材及び備品、消耗品等の整備充実を図ること。
- 22 障害のある児童・生徒の教育の推進のため校舎のバリアフリー化など環境整備に努めること。
- 23 私立学校・専修学校等に対する助成については、一層の充実を図ること。
- 24 学校給食において、児童・生徒が地域の自然や食文化、産業などに理解を深めるため、地産地消を進めるなど、食育指導の充実を図ること。
- 25 児童・生徒の保健指導の徹底と安全管理に努めること。
- 26 生涯学習を総合的に推進するため、公民館・生涯学習センター・交流センターにおける学習内容の充実を図るとともに、必要な施設整備を行うこと。また、公民館への指定管理者制度導入にあたっては慎重に進めること。

27 交流センターについて、地域活動の拠点施設として、地域住民による主体的なまちづくり活動や交流の場として活用されるよう運営に努めること。また、モデル施設における利用者の意見等も踏まえながら、試行の状況について丁寧な検証を行うこと。

◎28 令和元年東日本台風災害により被災した長沼交流センター及び豊野公民館については、
長野市災害復興計画に基づき早期復旧を図ること。

29 教育における家庭・学校・地域の相互の連携に努めるとともに、保護者の勤務先である事業所の理解を促進すること。

30 青少年育成指導者や子ども会リーダーの養成等により、地域の子ども会や育成会の活動の支援を行うこと。

31 青少年の非行防止のため、街頭指導・環境浄化・少年相談・啓発活動等、少年育成センター機能を充実すること。

32 長野市青少年保護育成条例を適正に運用し、青少年を取り巻く社会環境の整備に努め、青少年の健全育成を図ること。

33 青少年錬成センターの運営内容及び施設を充実し、心身ともに健全な青少年の育成に努めること。

34 少年科学センターについて、都市整備部と連携を図りながら、城山公園再整備基本計画に基づく整備を進めること。

35 市民に幅広く図書館サービスを提供するため、施設の利用圏を十分考慮し、長野市図書館基本計画に基づく本館と分室のネットワークの整備と南部図書館改築計画の検討に努めること。

36 文化財の保護及び活用を積極的に進めるため、文化財の調査体制の充実を図るとともに、伝統環境や文化的景観などの広域的な景観保存のための措置を、用地取得も含めて検討すること。

37 国史跡大室古墳群に大型バス等が通行可能なアクセス道路を整備し、古墳群の利活用を促進すること。

38 地域に伝承されている伝統的な祭り・行事等の民俗文化財の保存伝承活動に対する助成措置の充実を図ること。

39 博物館、真田宝物館について、市民や訪れる人のニーズに沿った展示となるよう、内容及び施設の充実を図ること。

40 埋蔵文化財センターの資料公開等について充実を図ること。

建設関係

- 1 交通の安全と円滑化を図るため、道路の改良整備と共に自転車道や歩道の整備推進を図ること。
 - 2 中山間地の狭隘路線の拡幅整備を推進するとともに、市域の円滑な移動を可能とする道路網の整備推進を図ること。
 - 3 道路整備財源の確保に努め、市街地の交通渋滞の解消に必要な環状線、バイパスや交差点の立体化等、建設計画路線の整備促進を国・県に対し強く働きかけること。
 - 4 道路の除雪体制の一層の充実を図り、委託業者との連携を強化するとともに、市民の協力体制の確保に努めること。
- ◎5 千曲川流域の治水対策については、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水地の整備や河道掘削及び堤防強化、さらに「信濃川水系河川整備計画」に基づく屋島地区他の堤防整備等についても、早期に整備が進むよう市として協力するとともに、国、県に強く働きかけ、併せて堤防道路等の整備を進めること。
- また、千曲川下流や犀川の一部などの県管理区間の直轄編入について、県と連携して国に要請していくこと。
- ◎6 「長野市災害復興計画」に位置付けた防災拠点や長沼地区の復興道路の整備促進を図ること。
- 7 道路・河川などの防災対策を進めるとともに、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、及び砂防指定地の防災対策の充実強化を国・県に対して強く働きかけること。
 - 8 豪雨等により被災した道路や中小河川の災害復旧については、国及び県などの関係機関との連携を十分に行い、早急に復旧工事を実施するとともに、防災・減災に努めること。
 - 9 浅川の治水対策については、「浅川総合内水対策計画」に基づく、浅川排水機場の毎秒7トンの増設を始め、堤防の嵩上げ、及び各支川（駒沢川、新田川、三念沢）の改修を県とともに強力に推進すること。
- ◎10 災害時に自宅が被災し、自ら住宅を確保することが困難な方々に対し、安定した生活を確保するため災害公営住宅の整備を推進すること。
- 11 市街地及び住宅地狭隘道路の解消を積極的に推進するため、道路後退部分用地の取得と舗装等による拡幅整備の推進を図ること。
 - 12 人にやさしいまちづくりを推進するため、高齢者や障害者のみならず、すべての市民が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの道路や建物等の整備及び指導を行うこと。

13 都市型水害に対応する治水対策の推進として、北八幡雨水調整池の貯水容量を増やす事業を速やかに行うなど、北八幡川沿川の治水対策の促進を図ること。併せて、古牧小学校、南部小学校、芹田小学校等への地下式調整池整備、徳間小学校、柳原小学校等への校庭貯留施設整備を順次進めること。

また、雨水渠、雨水調整池、雨水貯留施設（個人住宅）の整備などを一層推進するとともに、国、県へ新たな雨水対策事業による施設整備などを積極的に働きかけること。

14 地籍調査事業については、現在実施している戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の5地区において、国庫補助を活用しつつ必要な予算措置を行うとともに、市域全体に関しては、国の第7次国土調査事業十箇年計画（令和2～11年度）を本市の地籍調査事業に反映させ、事業の進捗率の向上を図ること。

15 空き家対策の推進にあたり、適切に管理されていない老朽危険空き家等への対策や空き家の適正管理、利活用及び空き家化の予防などの施策を総合的かつ計画的に進めること。

16 スマートインターチェンジの整備促進と、それに係る道路整備を図ること。

17 五輪大橋及び日高トンネルの無料化とエムウェーブから五輪大橋までの4車線化の事業推進を県及び関係機関に強く働きかけること。

18 大豆島地区で建設を進めている広域ごみ焼却施設に伴い地区から要望されている市道道路改良及び治水施設整備を進めるとともに、大豆島小学校周辺の県道整備の推進を県に強く働きかけること。

19 東外環状線の朝陽～柳原間（2.8km）の整備事業について、令和2年度末に車道部が開通するが、引き続き、歩道部を含めた全面開通に向けて、整備の推進を国・県に強く働きかけること。

◎20 落合橋について、架け替えを含めた老朽化対策における早期のルート決定を県に強く働きかけること。

◎21 新国道坂城更埴バイパス（3工区）整備事業について、整備の促進を国・県に強く働きかけること。

22 水と緑、豊かな水辺環境に配慮した河川整備を推進すること。

23 排水機場の整備により内水による水害対策を強力に推進し、併せて千曲川などの低水護岸の改修を国に強く要望すること。

24 安全点検結果を踏まえた橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修・補強工事を確実かつ迅速に推進すること。

25 今後の重要な課題である道路・河川施設等の老朽化対策について、調査を踏まえて修繕・更新費用を確保し、施設の長寿命化と適正な維持管理を推進すること。

- 26 水路や側溝の維持管理費の確保に努め、浚渫等積極的な対応策を講ずること。
- 27 長野市公共施設白書に記載の「公共施設の現状と課題」、住宅マスタープラン及び公営住宅等ストック総合活用計画などに基づき、市営住宅団地の統廃合を含めた建替え及び再整備を推進するとともに、エレベーターの設置など、高齢者や障害者にもやさしい住環境の向上に努めること。
- 28 地震等によるブロック塀の倒壊対策、看板等の屋外設置物、及び突出物の落下防止対策の推進を行うこと。特に通学路については優先的に行うこと。
- 29 アスベスト飛散防止対策の徹底を図るため、吹付けアスベストが使用されている建築物の実態把握に努めるとともに、建設リサイクル法に伴う解体及び処理について指導・支援を行うこと。
- 30 市有施設の耐震診断及び耐震改修を計画的に実施するほか、民間の建築物については、耐震等についての啓発や耐震診断に対して補助を継続するとともに、特に耐震化が遅れている住宅については、引き続き耐震改修費用の補助制度の周知を図り、耐震化を促進することで、安全・安心なまちづくりを推進すること。
- 31 中高層建築物の建築に係る紛争の防止、及び良好な近隣関係の形成・保持については、当該条例に基づく指導・調整により地域住民の不安解消に努めること。
- 32 災害発生時等では、地域を熟知している業者の早期対応が望まれる。緊急対応に対処するためにも地域に配慮した業者育成を図ること。
- 33 多世代家族の同居や近居をするため住宅の新築やリフォーム工事を行う者に対して、市内全域を対象とした補助制度を創設すること。
- 34 老朽化が著しい橋梁の架け替えについて、早期の事業化を国・県に強く働きかけること。
- 35 7年に一度の善光寺御開帳を令和4年度に控え、長野駅周辺から善光寺界限にかけての、道路や水路の維持修繕を通じ、観光客の安全確保と市のイメージアップを図ること。

都市整備関係

- 1 「長野市都市計画マスタープラン」に基づき、長野市の健全で秩序ある発展のため、人口減少や高齢社会化など、社会構造の変化に対応するコンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりの推進を図ること。加えて、公共施設再配置計画や公共交通ビジョンとも連携した適確な土地利用の誘導を図るとともに、都市活力の維持と都市経営の観点から、既存産業の強化や新たな産業の創出を促進するため、これら産業の立地を目的とした産業用地の整備に向けて取り組むこと。

また、これまで整備・蓄積されてきた都市の資産である道路や公園、住宅等の施設を最大限に活用しつつ、様々な都市機能の複合的な集積やリノベーションを図ることにより、地域ごとの特性や歴史・文化を踏まえて安全で快適な、歩いて暮らせる魅力あるまちづくりを推進すること。

- 2 安全な都市環境を創造するために、市街地開発事業等の制度を活用し、公共施設の整備改善及びまちなか居住の推進を図り、健全な市街地の形成に努めること。
- 3 新田町交差点以南の中央通りについて、善光寺表参道としての魅力を一層高め、まちなかの回遊性を向上させて、新たなまちのにぎわいが創出できるよう、関係機関や地域、商店会などと連携協働し、整備を推進すること。
- 4 長野市歴史的風致維持向上計画については、「長野市都市計画マスタープラン」や「長野市景観計画」等、各種計画との整合を図りながら、長野市固有の歴史や文化を活かしたまちづくりを戦略的に進めること。

都市、農村、中山間地などにおいて固有の文化や魅力の創出が期待されることから、伝統技術の継承、地域の活性化やコミュニティの維持、観光資源の掘り起しなど、新たな産業の振興や観光事業の推進につなげられるよう、法定協議会と連携し、庁内横断的な体制により、事業を推進すること。

- 5 風格と魅力ある美しい景観を創出するため、長野市景観計画、長野市の景観を守り育てる条例及び長野市屋外広告物条例に基づき、景観形成の推進及び誘導を図ること。

良好な景観の誘導にあたっては、住民の理解を得ながら、地域の特性を活かすとともに、歴史的風致維持向上計画に基づく事業や街なみ環境整備事業等を積極的に推進し、伝統的な景観の保全と形成に努めること。

- 6 都市の骨格を成す都市計画道路の整備を推進し、都市内の円滑な道路交通と歩行者等のための快適で安全な歩行空間を確保すること。

特に、災害時における緊急避難路、子どもたちの安全、安心な通学路、交通渋滞を緩和する環状路線網を形成する幹線道路の整備を促進すること。

併せて、県施行の主要道路の事業促進を要望し、早期整備を図ること。

なお、都市計画道路見直しについても、まちづくりの視点から、都市計画道路整備計画と併せ検討し、計画的、効率的な整備に向け、関係者への十分な周知を図り、進めること。

7 緑に溢れ、生活にうるおいと安らぎのある長野市を創造するとともに、幅広い利用ができるよう公園の整備を進め、特に災害時には市民の生命を守る避難地の役割を果たす公園の建設を推進すること。また、約720か所ある公園・遊園地等の遊具の施設や樹木などを常に良好に維持管理し、民有地の緑化等と併せて市民との協働による緑豊かで心安らぐまちづくりの推進に努めるとともに、緑を通して豊かな暮らしを実現できるよう緑育の推進にも努めること。

8 城山公園については、自然環境を活かすとともに、文化・芸術・レクリエーション機能を高め、善光寺周辺を含めた広域的な集客に対応できる都市空間となるよう、旧蔵春閣や城山公民館一帯の「交流の丘ゾーン」の再整備を進めること。

特に城山動物園は来年60周年を迎えることから、記念事業として、城山動物園、城山市民プール、少年科学センターなどが存在する「ふれあいの森ゾーン」の再整備促進を図ること。

9 少子高齢化社会が進行するなか、市民が求める公園のあり方を検討し、新たな制度であるパークＰＦＩ制度の活用など、にぎわいある公園作りを目指すこと。

◎10 長野駅周辺第二土地区画整理事業は公共施設整備が完了し終盤を迎えている。現在、実施している換地計画作成業務を効率的に進め、事業の早期完了を図ること。

家屋移転等が完了したことから、今後、事業に伴う入居が見込まれない従前居住者用住宅の有効活用を図ること。

◎11 事業において、整備が完了した公共施設を最大限に活用した土地の高度利用を目指し、誰もが住みやすい快適で安全・安心な街づくりを、住民との協働で推進していくこと。

12 長野市公共交通ビジョン・長野市地域公共交通網形成計画に基づき、まちづくり計画等と連携を図りながら、公共交通ネットワークの再構築に取り組むこと。また、モビリティ・マネジメントの推進や、パーク・アンド・バスライドなど、公共交通の利用環境の整備に取り組むこと。

◎13 市民及び観光客の移動ニーズの利便性と効率性の向上を図るため、バス事業者とともに中心市街地におけるバス路線のあり方を検討すること。

14 コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりの実現に向け、各拠点や既存の居住集落を結ぶ、新たな公共交通ネットワークの構築に取り組むこと。

15 市民の移動手段を確保するため、更に自家用車に依存せず環境負荷の少ない暮らしに転換するためにも、住民自治協議会等と協働し、生活バス路線の維持及び交通空白地帯・交通不便地域におけるバス等の運行の充実を図ること。

また、ＩＣカードＫＵＲＵＲＵの普及を図るとともに、他社交通機関ＩＣカードとの連携を早期に行うよう関係機関に働きかけること。

16 北陸新幹線の敦賀以西のフル規格による早期整備を国及び関係機関に強力に働きかけること。

17 しなの鉄道北しなの線の存続に向けた財政支援について、国に強く働きかけること。

また、利便性向上による利用者増加と事業者の経営安定化に資する新駅設置の実現に向け、積極的に取り組むこと。

18 鉄道駅のバリアフリー化の推進を図ること。

19 千曲川新道活性化プランに基づき、長野電鉄旧屋代線跡地を活用した事業については、早期に全線開通できるよう実施に努め、沿線の活性化を図ること。

20 駅周辺の放置自転車対策を実施すること。また、自転車活用推進計画に基づき、駐輪場については増設を含め利便性の向上を図りながら利用啓発を行い、自転車利用の促進を図ること。

◎21 新田町交差点から長野駅までの周辺地域において、駐車場や空き店舗等、低未利用地の増加による都市のスポンジ化などの新たな課題に対応したまちづくり構想の策定に取り組むこと。

水道・下水道関係

- 1 人口減少や節水機器の普及、企業のコスト削減などによる水道使用量の減少傾向は今後も続くものと考えられる。一方で、老朽管の更新や施設の耐震化など多額の費用が見込まれることから、経営戦略に基づきより一層の経営効率化と健全な経営の継続に努めること。
 - 2 水道ビジョン及び水道施設整備計画に基づき、水道施設の統廃合や管路のダウンサイジングを計画的に実施するとともに、事業費の平準化を図るなど、水道事業の効率的な経営に努めること。
 - 3 老朽施設の計画的な更新により、出水不良及び赤水の解消・有収率向上に努めるとともに、地震などの自然災害に強い施設づくりを推進すること。
 - 4 水道水源の保全を図るため、関係機関と連携を強化するとともに、水源から蛇口までの水質管理体制の強化に努めること。
 - 5 下水道については、人口普及率が 97.7%となり、維持管理の時代を迎え、施設の更新及び耐震対策に関する費用の増大が見込まれることから、下水道 10 年ビジョンや経営戦略及びストックマネジメント計画に基づき、将来に備えた建設投資費用を確保するなど、投資と財源の均衡を図りながら、効率的かつ健全な経営の継続に努めること。
- ◎6 令和元年東日本台風で被災した上下水道施設の本復旧を迅速に進めるとともに、今後、同規模、あるいはそれ以上の災害を想定する中で、施設の浸水対策に努めること。
- 7 近年、地震や集中豪雨による災害が増加傾向にあることから、災害時における応急体制を確立するとともに、広域的な災害対応訓練の実施や他事業体との相互応援体制の整備など、緊急時に備えて、平常時から連携強化を進め、危機管理体制の充実に努めること。
 - 8 上下水道事業に関する財政状況や事業の進捗状況などについて、情報提供を適時行い、市民や事業者が安全に安心してサービスの提供が受けられるよう努めること。
 - 9 将来の人口減少を見据え、県営水道及び近隣事業体との業務の共同化や広域化について検討を進めること。
- ◎10 下水道管渠への雨水など不明水の浸入防止対策を推進するとともに、建設部と連携を図り、雨水渠の整備を推進し、浸水被害の防止に努めること。
- ◎11 下水道施設の改築更新及び耐震化を計画的に進めるとともに、下水道区域外の戸別浄化槽整備を図り、汚水処理の安定的なサービス提供に努めること。